

第 19 号議案

加東市税条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市税条例等の一部を改正する条例

(加東市税条例の一部改正)

第 1 条 加東市税条例（平成 18 年加東市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(市民税の申告) 第 36 条の 2 〔略〕 2 ～ 8 〔略〕 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該	(市民税の申告) 第 36 条の 2 〔略〕 2 ～ 8 〔略〕 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該

当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 〔略〕

当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 〔略〕

2 〔略〕 （種別割の減免） 第 8 9 条 〔略〕 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 （1） 〔略〕 （2） 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （3）～（8） 〔略〕 3 〔略〕 （特別土地保有税の減免） 第 1 3 9 条の 3 〔略〕 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免	2 〔略〕 （種別割の減免） 第 8 9 条 〔略〕 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 （1） 〔略〕 （2） 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （3）～（8） 〔略〕 3 〔略〕 （特別土地保有税の減免） 第 1 3 9 条の 3 〔略〕 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免
--	--

を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕	を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市入湯税条例の一部改正）

第2条 加東市入湯税条例（平成27年加東市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第8条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。	（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第8条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（番号法第２条第１５項に規定する法人番号をいう。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) 〔略〕	(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（番号法第２条第１６項に規定する法人番号をいう。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) 〔略〕
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

（加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第３条 加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年加東市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 特定個人情報 法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第２条第１２項に規定する	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 特定個人情報 法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第２条第１３項に規定する

個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 〔略〕	個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 〔略〕
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 19 号議案 要旨

加東市税条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の改正に伴い、法を引用している条例について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

次に掲げる条例について、引用する法の項ずれに伴う文言の整理を行うこと。

- (1) 加東市税条例（第 1 条関係）
- (2) 加東市入湯税条例（第 2 条関係）
- (3) 加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（第 3 条関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日